

小値賀町議会定例6月会議（3日目）

1、出席議員 8 名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	郎
7	番	江	川	春	藏
8	番	宮	崎	良	朝
					保

2、欠席議員 な し

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

	町	長	西	村	久	之
	副	町	前	田	達	也
	教	育				
中	村	慶				
幸						
	会	計	橋	本	満	
	総	務	博	多	屋	雄
	住	民	北	村	仁	
	福	祉	谷	元	芳	久
	産	業	西	浩	康	
	農	業	山	田	俊	宏
	建	設	村	田	祐	一
	診	療	永	田	敬	三
	教	育	牧	尾	豊	

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明
議	会	事	務	局	書	岩	城	堯	志

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例 6 月回会議

令和 5 年 6 月 2 1 日（水曜日） 午前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 江川春朝議員 ・ 立石光助議員 ）
- 第 2 報 告 第 1 号 専決処分事項の報告について（小値賀町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 3 報 告 第 2 号 令和 4 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報 告 第 3 号 令和 4 年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報 告 第 4 号 令和 4 年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第 3 6 号 小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 3 7 号 小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 3 8 号 小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 3 9 号 令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 4 0 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について

- 第 1 1 議案第 4 1 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 2 議案第 4 2 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 3 議案第 4 3 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 4 議案第 4 4 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 5 議案第 4 5 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 6 議案第 4 6 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 7 議案第 4 7 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 8 議案第 4 8 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 1 9 議案第 4 9 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 2 0 議案第 5 0 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 2 1 議案第 5 1 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 2 2 議案第 5 2 号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 2 3 議案第 5 3 号 財産の取得について（パソコン）
- 第 2 4 議員派遣の件

午前 10 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番・江川春朝議員、1 番・立石光助議員を指名します。

日程第 2、報告第 1 号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第 1 号、小値賀町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の報告について、説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和 5 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行とされております。令和 5 年度の税制改正については、更なる景気回復のため、投資に対する個人及び法人に関連する地方税制の改正が行われております。今回の条例改正は、森林環境税の導入に伴う個人住民税に関する改正、道路交通法に規定されました電動キックボードの軽自動車税の規定の新設などが主なもので、早急に小値賀町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第 180 条第 1 項及び小値賀町議会基本条例第 31 条の規定により、令和 5 年 3 月 31 日付で、本条例を専決いたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上で報告を終わりますが、詳細については、担当から報告させますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） それでは、改正の内容について報告いたします。

6 枚目、新旧対照表 1 ページをご覧ください。

第 34 条の 7 は、町民税算定にあたって所得から控除できる寄附金税額控除の対象として県内の NPO 法人を追加する改正、第 34 条の 9 第 2 項は、令和 6 年度から森林環境税を個人の住民税と合わせて徴収するための改正を行うもので、上位法の改正に合わせた改正でございます。

2 ページをご覧ください。

第 36 条の 3 の 2 第 2 項は、給与所得者が給与支払者に提出すべき扶養親族等申告書の記載事項を簡素化する条文を新設するもので、同じく第 3 項から第 6 項までは、先の第 2 項の新設に伴う項ずれに対応する改正でして、いずれも上

位法の改正に合わせた改正でございます。

3 ページをご覧ください。

第 38 条は、森林環境税の導入に伴う条文の見出しの改正、第 1 項は他の条文を参照する表現の改正、第 3 項は森林環境税の賦課徴収方法を定義する条文の新設、第 41 条は、町民税の納税通知書に記載すべき項目に森林環境税を追加する改正、第 44 条第 1 項は森林環境税を給与からの特別徴収においても徴収できることとする改正、第 2 項から第 3 項及び第 5 項から第 6 項までの改正は、森林環境税の導入に伴い他の条文を参照する表現の改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

5 ページをご覧ください。

第 47 条第 1 項及び第 2 項は、町民税が給与からの特別徴収により徴収できなくなった場合の徴収方法及び時期に関する規定、第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項は、森林環境税を公的年金からの特別徴収においても徴収できることとする改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

6 ページをご覧ください。

第 47 条の 6 は、同じく町民税が公的年金からの特別徴収により徴収できなくなった場合の徴収方法及び時期に関する規定に、森林環境税も町民税と同様に扱うこととする改正でして、上位法の改正に合わせた改正でございます。

7 ページをご覧ください。

第 48 条第 1 項及び第 5 項、並びに第 50 条は、法人の町民税の納付に使用する納付書の様式を追加する改正で、上位法の改正に合わせた改正でございます。

8 ページをご覧ください。

第 81 条の 2 は、特定の団体が所有する軽自動車税の非課税の規定について、その表記を改正するものです。

第 82 条は、近距離移動用として普及している電動キックボードが国土交通省令である道路運送車両の保安基準に規定され、軽自動車税の賦課対象となったことによる改正でして、第 98 条第 1 項及び第 5 項、第 101 条は、たばこ税の納付に用いる様式の改正となっておりまして、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

9 ページをご覧ください。

附則第 8 条は、肉用牛の売却に係る町民税所得割額の免除について令和 9 年度まで延長する改正、第 10 条及び第 10 条の 2 は法改正による項ずれに対応する改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正を行うものでございます。

11 ページをご覧ください。

第 10 条の 3 第 12 項は、固定資産税における家屋のうち、特定のマンションに対する固定資産税減額の申請手続きに関する条文を新たに設けるものでして、

第 13 項は法改正による項ずれに対応する改正でして、いずれも上位法の改正に合わせた改正を行うものでございます。

12 ページをご覧ください。

改正前の第 15 条の 2 は、新型コロナウイルス感染症まん延の影響に対応するため、軽自動車税の環境性能割を課さないとしていた臨時的措置の終了に伴い、条文を削除するものでして、同じく、第 15 条の 2 の 2 は、第 15 条の 2 の条文削除に伴い発生する条ずれに対応する改正でして、同じく、第 15 条の 6 第 3 項は、新型コロナウイルス感染症まん延の影響に対応するため、軽自動車税の環境性能割を軽減する臨時的措置の終了に伴い、条文を削除するものでして、いずれも上位法の改正に合わせた改正を行うものでございます。

13 ページをご覧ください。

第 16 条第 1 項は、同条第 3 項以降の改正による項ずれに対応する改正、第 2 項は、環境負荷の少ない軽自動車に対する種別割の軽減を令和 8 年度末まで延長する改正、改正前の第 3 項から第 6 項までの削除は適用期間の経過による条文の削除、同じく、第 7 項及び第 8 項については環境負荷の少ない軽自動車に対する種別割の軽減を 3 年間延長する改正となっております。第 16 条の 2 第 1 項は、第 16 条の改正で生じた項ずれへの対応、第 3 項は、自動車メーカーに対して、不正を行ったことにより生じた種別割の不足額を徴収する際に加算する額の改正となっております、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

15 ページをご覧ください。

第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例を令和 8 年度まで延長するための改正で、いずれも上位法の改正に合わせた改正でございます。

16 ページをご覧ください。

第 24 条は、既に削除されている条文に関する規定を削除するものでして、上位法の改正に合わせた改正でございます。

また、議案書 4 ページから記載のとおり、本改正条例につきましては附則を設けておりまして、施行の日を原則令和 5 年 4 月 1 日からと定めておりますが、附則第 1 条各号のとおり改正条文ごとに施行期日を規定しております。

附則第 2 条は改正後の町民税に関する経過措置、附則第 3 条につきましては改正後の固定資産税に関する経過措置、附則第 4 条は改正後の軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ規定しています。

以上で報告を終わります。

議長（宮崎良保） ただいまの報告に質疑ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号、専決処分事項の報告についてを終わります。

日程第3、報告第2号、令和4年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第2号、令和4年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明をいたします。

令和4年度の一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業につきましては、

2款・総務費で、「在宅勤務システム構築業務委託」他2件

4款・衛生費で、「新上五島町最終処分場新設整備負担金」他1件

5款・農林水産業費で、「農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金」他4件

7款・土木費で、「町道野崎本線無電柱化工事」1件

9款・教育費で、「大島分校体育館改修事業」1件

10款・災害復旧費で、「農業用施設災害復旧事業」1件

合計で13件となっております。翌年度に繰り越した額は2億454万7,000円となっております。事業ごとの翌年度繰越額及び財源内訳につきましては、計算書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わりますが、事業ごとの詳細については、担当より報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、事業ごとに報告いたします。

2款1項・総務管理費、在宅勤務システム構築業務委託475万2,000円及び仮想ブラウザ環境構築工事1,320万円は、世界的な半導体不足の影響により、サーバー納入が遅れたことにより繰り越したもので、在宅勤務システム構築業務委託は令和5年9月に、仮想ブラウザ環境構築工事は令和5年7月に完成予定でございます。同じく、新型コロナウイルス感染症対策支援事業157万円は、肥料価格高騰対策事業補助金で、国の事業に準じて支援することとしておりましたが、国の事業が繰越事業となることにより繰越したもので、令和5年12月完了予定でございます。

4款2項・清掃費、新上五島町最終処分場新設整備負担金1,100万円は、新上五島町の工事入札が資材費高騰の影響により不落となり、年度内に事業費が

確定しないため繰り越したもので、完成予定は令和7年3月末となっております。同じく、し尿処理場汚泥脱水機整備工事 550 万円は、コロナ禍による原材料の納期遅延等により繰り越したもので、5月11日に完成しております。

5款1項・農業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金 400 万円は、県営国庫事業で実施する野崎ダム水管理システム改修事業に対する町及び土地改良区の負担金で、県営事業が繰り越になった事により繰り越したもので、令和5年6月8日に検査も終了し、事業完了しております。

5款3項・水産業費、浜津漁港機能増進事業 1,200 万円、小値賀漁港機能増進事業地元負担金 263 万 8,000 円及び、斑漁港機能増進事業地元負担金 85 万 8,000 円は、国の補正予算による事業で、標準的な工期が確保出来ず、また、資材の確保も困難であるため繰り越したもので、令和6年3月末完了予定でございます。同じく、斑漁港漁村再生交付金事業地元負担金 883 万 4,000 円は、入札不調により繰り越したもので、令和6年3月末完了予定でございます。

7款2項・道路橋梁費、町道野崎本線無電柱化工事 2,230 万 1,000 円は、補償工事の遅れに伴い舗装工事の発注が出来なかったため繰り越したもので、令和5年7月末に完了予定でございます。

9款2項・小値賀小学校費、大島分校体育館改修事業 1 億 1,412 万 5,000 円は、体育館への通路を整備するにあたり、土地の一部が農地となっているため、土地所有者との協議等に期間を要し繰り越したもので、令和6年3月末完成予定でございます。

10款1項・農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業 376 万 9,000 円は、復旧する農地が水田であるため、稲刈り終了後の着工を予定しており、また、ため池についても稲刈り終了後の着工を予定しているため繰り越したもので、令和6年2月完成予定でございます。

以上、報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

横山弘藏議員

6番（横山弘藏） この繰越明許費の中でですね、ちょっと気になるのは、9款・小値賀小学校費の体育館の改修事業ですね。土地の交渉が遅れたっちゃうことは、この計画の時にはもうそれなりの見通しはあったと思うんですけども、なぜそういうふうに遅れたかですね、説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答えいたします。

今回、大島分校の体育館の改修事業ですけども、令和4年度の事業において、大島分校の体育館は大島地区の学校施設の体育館としてもそうなんですけども、大島地区の方の避難所としても利用することになっております。そういった中

で、学校事業としての体育館として計画をさせてもらった一方、その防災上の避難所としても計画をする中で、そこに、体育館にかかる取付道路というか道路も一体として、この事業の中に含まれております。その中で、その道路を計画してるんですけども、その一部が農地になっておりました。その農地の協議をする中で時間を要したために、今回、繰越となっております。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） そういう何ちゅうんですかね事業をする前に、そういった土地の交渉というかね、そういうのはまずやってからでないと工事に移れないと思うんですよね。それで、これはあの請け負った建設会社もかなり迷惑してるんじゃないかと思うんですけども、その辺はどのように考えてますかね。

議長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（牧尾 豊） お答えいたします。

もちろんその工事に入る前には、地元住民大島の方ともちろん学校とも協議を重ねて、工事に着手を、着手というか工事に臨んだところであります。そういった中で、その取付道路については、そういった計画をする中で大島地区の方からの要望があつてから、そういった事業に加えているというか、盛り込んだところもありまして、今回事業がそういう中で遅れておりますけども、建設請負事業者についてはですね、工事を発注する中で適宜、行程管理とか打ち合わせを行っておりますので、先ほど説明したとおり令和6年3月ですね完成に向けて、しっかり取り組んでいるところでございます。

議長（宮崎良保） しばらく休憩します。

— 休憩	午前	10 時 20 分 —
— 再開	午前	10 時 21 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

教 育 長

教育長（中村慶幸） お答えいたします。

これ4年度の当初予算に計上している事業でございますけれども、当初この事業を行うにあたってですね、先ほどあの次長から説明がありました農地を通らないためには、取付道路をそこに通さないように最初は実施する予定でした。ただ、その実施ルートの中に電柱が2本ありまして、今度はその電柱を動かさないといけないという、どちらかを選ばないといけない状態になりました。で、地区と協議する中で、その農地の所有者の方がですね、そこを取付道路として譲渡してもいいよと言っていた。その協議に時間を要したということでございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

今 田 議 員

4 番（今田光弘） 農振地区に入ってたわけですよね。で、農振地区を外してるんですよね。かなり手続き的に時間がかかったということなんですが、逆に考えれば電柱 2 本移設すれば、農振地区は外さなくてもいいわけですよね。農振がかかってるっていうことは、やっぱかなり大事な農地という認識があるんですけど、その辺についてどんな経過だったんでしょうか。

議長（宮崎良保） 教 育 長

教育長（中村慶幸） お答えいたします。

あの確かに農業用の土地ですので、そこを転用するっていうのは、ちゃんと手続き、それからその後の利用の状況も踏まえて協議をしないといけないわけなんですけれども、その点におきましては、農業委員会にも現地を見ていただいてですね、了解を頂いているところです。

議長（宮崎良保） 横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 私が、この繰越明許費で少し気になって質問したのはですね、小耳に挟んだんですけども、工事を請け負った人はですね、早く工事を進めたいと、ほかの事業もありますからね、だからそこで結構遅れたっちゃうのを聞いたんですよね。その工事関係者に責任はなくて、施工主が、手続きが遅れたんじゃないかっちゃうふうに思うんですけども、こういった事業をする時に、不動産関係をですね、早く解決できなかったかですね、今後注意してほしいと思っています。よろしくお願いします。

議長（宮崎良保） 教 育 長

教育長（中村慶幸） お答えいたします。

あのご指摘のとおりだと思います。あの先ほど言いましたように、当初予算に計上したわけなんですけれども、その時点ではその農地の転用の予定がなかったと。現地において地区の方とですね十分に協議をして、そのあらゆる方向からですね、どういう方法が一番、その地区の方にとっても、先ほど次長からありましたように避難所に速やかに非難するということもありますので、その点に関してですね、もっと多角的に早期に検討すべきだったと思っております。以後、気をつけたいと思います。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第 2 号、令和 4 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第4、報告第3号、令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第3号、令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明いたします。

令和4年度の簡易水道事業特別会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をいたします。

繰越事業につきましては、1款1項・総務管理費、野崎ダム事業負担金39万2,000円は、長崎県が国庫補助事業で実施する野崎ダム水管理システム改修事業に対する簡易水道負担金で、県営事業が繰越になったことにより繰り越したもので、工事については6月8日に完了をいたしております。

以上で報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和4年度小値賀町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第5、報告第4号、令和4年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第4号、令和4年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明いたします。

令和4年度の下水道事業特別会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をいたします。

繰越事業につきましては、1款1項・総務管理費、浜津前目マンホールポンプ更新工事208万円は、マンホールポンプの製作にあたり、部品の納期に時間を要するため、年度内の工事完成が困難となり繰り越したもので、工事につきましては5月末に完成しております。

以上で報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号、令和4年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第6、議案第36号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第36号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、説明をいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度に会計年度任用職員制度が創設され、運用を開始いたしております。運用開始から3年が経過する中で、職員不足などにより会計年度任用職員が行う業務も多岐に渡り、高度な知識又は経験を必要とする事務を行う必要が出てきましたので、その職務職責の見直しが必要となり、職員の給与に関する条例に準拠し、給料表を改正するものでございます。

改正の内容は、別表の行政職給料表(1)に3級及び4級を追加し、行政職給料表(2)に3級を追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

4番(今田光弘) はい。変わる内容っていうのはわかるんですが、「相当の知識」というのと、「高度の知識」ということがありまして、その区別についてご説明ください。

議長(宮崎良保) 総務課長

総務課長(博多屋雄一郎) はい、お答えいたします。

「相当の知識」というのはですね、ちょっと職員級でいいますと、主事とか主査等の級を想定しております。「高度の知識」、3級からの「高度の知識」となりますと、職員という係長級を想定して、条例を改正させていただいております。

議長(宮崎良保) 今田光弘議員

4番(今田光弘) 知識又は経験というふうに書いてあるんですが、実際にはその役職に対応するということなんでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

やはりその人の経歴とか経験に対応するものでございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい、わかりました。で、逆にですね、行政職の給料表の（２）の方は、今までの１級２級が、１級２級３級までに分かれるということなんですが、これあの行政職給料表の（１）の方では４級まで分かれています。で、（２）の方では３級までという、この違いというのをご説明ください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

行政職給料表に関してはですね、職員給与に関して言うと、職員の方ではですね、５級６級ってあるんですけども、その給料表（２）の方には、４級までしかございませんので、その４級までの資格を持った方を想定して、３級を作らせていただいております。

議長（宮崎良保） ほかに質疑ありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） さっきの今田議員の質問とちょっと被るところもあるんですけど、ご了承ください。

この改正案ですが、現在の行政職給与等級のその上に、表の（１）の分は２段上積みするということですが、医療職員やほかの職務では資格が明記されており、それに伴う内容の差により等級が分かれており、非常にわかりやすいものです。しかし、改正案の行政職の等級を判断する業務内容はというと、非常に分かりづらく曖昧です。しかもまるで４級は、正職員という課長のような表現の仕方がとられています。１年契約でありますし、町長との契約書の関係性次第で、どうにでも解釈できるように感じます。既に真面目に働く会計年度職員や町民の感覚からすると、不公平だと思われそうですが、これは町長の個人的な配慮か何かが目的ですか。結局、何かの穴埋め、しわ寄せが、この改正案にまで至ったのではないですか。一般の町民は毎日どれだけ働いて、どれだけのお金しか手にしないか知っていますか。もし、公務員退職者に適応されるとしたら、長年税金で働かせてもらって、退職してもなお人並みの給料じゃ駄目なんですか。役場の職員は定年退職を迎えたあと、再任用職員、再任用職員という形で正式に働くことができます。これは、人手不足や町民へのサービスの向上の観点からもいいことだと思います。ただこれは、定年前に退職した人には適用されません。だからといって、報酬の改正までやってしまうと、疑問です。役場の感覚では、これくらい常識の範囲だと思っているのですが、町民の感覚ではそれは非常識だと思います。ほかにも、ほかの自治体とかでも問題になってるんですが、正職員を早期退職し、すぐ同じ職場に会計年度職員として

入り直すなど、モラル的にどうなのかといった、正職員のですね、行動にもつながってしまう恐れもあります。私だってこんなことを言いたくて言っているわけではありませんけど、まあ町民を代表する議員として、誰かが言わなければならないことだと思うので、発言させてもらいました。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

現在の会計年度任用職員についてはですね、先ほども町長が申したとおり、その特殊性、そういうところにこう配置させていただいております。そんな中で、そういう職を担っていただくためにですね、やっぱそれ相応の給与額というのをこう給与するというのは、まああの職務を果たしていただくためには必要かなと考えてこういうことを行っております。その世間一般的な意見からは、やっぱりそこにご非難を受けることは、そういう意見もあろうかと思いますが、こちらのやはりこう人事関係からいきますと、そういうこう特殊な、高度な知識ですね、そういうこと、そういうのを持った方をここに登用するということは、それ相応の給料を与えるというところを行って、組織をですねこう成り立たせていかなきゃならないと思っておりますので、まあ賛否両論あろうかと思いますが、ご理解いただければと思います。

議長（宮崎良保） いいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 私はこの改正案に反対の立場で申し上げます。

公務員とは自分や自分の仲間にはとりわけ厳しく、己を律し、町民のために尽くすことだと思います。この改正案は、なあなあ文化そのもの。町民ファーストではなく、仲間ファーストに感じます。会計年度任用職員という名の下で、報酬と待遇のいい気軽な気楽な天下り先が役場関係各所に事実上今後いくらでも増やすことが可能になります。一度前例をつくると、終わりだと思います。人手不足という言葉の後ろで、特別扱いのための隠れみなのをつくることのないようにという思いと、一般の町民が聞いてあきれ顔が浮かぶので、反対します。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど課長の方から理由、お話がありまして、その特殊性を鑑みて、職を担うために相応の給与をやはり出すことは必要だろうということで、いろいろ先ほど江川議員が言ったようなことも理解できないわけではありませんし、町民の厳しい声があることも事実ですが、実際にやはりそれなりの相当な知識、あるいは高度な知識がある中で、やっぱりそれを、職を全うしていただこうと思ったら、相応な給与はやはり出さなければいけないと私は思いますので、この議案に賛成いたします。以上です。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 36 号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議ありが出ましたので、異議がある時は起立によって採決を行います。

本案の原案のとおり決定することに、異議ある人は、異議ない人は、起立によって採決を行いますので、ご起立をお願いします。

賛成する人はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） はい。賛成多数です。

したがって、議案第 36 号、小値賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 37 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 37 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

本条例は、本町の妊婦が本土の妊婦と比較して産婦人科への受診が困難なことを考慮し、出産や定期健診のための本土までの船賃や宿泊費の一部を補助する制度でございます。今回の条例の一部改正は、社会情勢の変化もあり、ホテル等の宿泊料金や船賃が高騰傾向にあるため、経済的な負担軽減のため、宿泊費の上限額及び補助対象費用の補助率を見直すものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条では、出産に備えて事前に本土で宿泊する際の上限額を 6,000 円から 8,000 円に 2,000 円増額するもので、同条第2号については、出産後、本町へ帰って来る際の船賃も対象とする事を明確にするための改正でございます。

第3条の2につきましては、補助対象費用に対して補助率を設けておりましたが、これを一律に実費相当額に補助することに改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） この 6,000 円から 8,000 円にする、補助率を上げるというのは、私も賛成なんですけども、最近の物価高、そして宿泊施設の高騰ですね、佐世保でも昔は離島であれば 5,000 円ぐらいで泊まられていたのですが、今はもう 7,000 円、8,000 円、1 万円、もうホテル代も高くなっております。それであの国もですね、異次元の少子化対策という表現をしておりますけども、あの小値賀のやっぱり子ども、小学校中学校の子どもがですね減っていく中、やっぱりこういった出産の段階から、やはりあの下支えをですねしっかりやっていかないと、なかなかあの子どもをつくる世帯もですね、大変だなあというのを、私も実感しております。最近孫ができてですね、その経費はですね、やっぱり目に見えない経費がたくさんあります。町長もいつも言っているように、「子は宝」ということをよく言っておりますけども、もうちょっと先を見越してですね、余裕のある私は補助金を、出してもいいんじゃないかと思っています。最近生まれている子どもはですね、10 人以下ですね。こういったことには、思い切ったあの予算をですねつぎ込んで、小値賀町の本気度を見せるというかですね、子どものために小値賀町はほんとに真剣に考えているんだっちゃんところをですね、示してほしかったなと思うんですけども、やはりこの 8,000 円ちゅうのは、役場の職員、議会ですね、みんなが出費をしてもらっているホテル代と一緒にですけども、もうちょっと色を付けてですね、もう思い切って 1 万円ぐらい出して、もう余った分はおいしいものを食べてもらおうと、そういった余裕のある補助金がいいなと私は思うんですけども、その辺はいかがなものですかね。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい、この 8,000 円につきましてはですね、おっしゃるように、役場の職員の旅費規定に合わせてるわけですけども、最近私も佐世保と

か長崎に泊まる時にですね、8,000 円では泊まれない事例が多く発生しておりますので、中にはその限度額も取っ払ってもいいんじゃないかという人もいますけども、無制限に出すっていうのはちょっとどうかなと思っております、この金額についてはですよ、皆さんがご意見があればですね、それもあのちょっと考慮したいと思っておりますので、一応提案は出しているんですけども、議案は出してるんですけど、皆様の意見が、例えばもう上限を撤廃、上限を撤廃するのはちょっと私も二の足を踏みますけども、例えばもう1万円を越して1万5,000 円とか、そういうふうなご意見があればですね、皆さんで修正をいただいても別に構わないというふうに、自分の中では思っております。

議長（宮崎良保） 横山議員

6 番（横山弘藏） 私も今の西村町長と同じ考えなんですけども、まあせっかく予算が上がっているんで、これを修正して、再度出してもいいかなとも思うんですけども、まあ皆さんがどう考えているかですね。それであの子どもが20人30人と生まれたらですよ、こういった経費もかなり負担が掛かると思うんですけども、さっきも言ったようにもう5～6人、7人といった、そういったレベルですね。だから、こういうことにはもうちょっと補助金を出してほしいなと思うんですよ。そして、私の娘は最近子どもを産みましたが、その産婦人科の先生からですね、もう1週間ぐらい前から佐世保に来いと言われたらしくてですね、それで1週間前ぐらいから行ったんですね。そしてあの親戚がおるもんだから家にずっと世話になったんですけども、それでも結構経費がかかったようには聞いております。だから子どもを産む人の負担をですね、もうちょっと宿泊ばかりではなくて、子どもを産むためにかかる経費のことをですね、いろいろ勘案してですね、小値賀町が出せる部分はしっかり対応してほしいというのを、私は強く思っています。その辺をですね、考えながら今後取り組んでほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（宮崎良保） ほかに質疑ありませんか。 今田光弘議員

4 番（今田光弘） 先ほどの町長のお言葉、すごくあのいいお言葉といったらちょっと失礼ですが、だと思います。実際にこの本土で出産を待つということであって、必ずしも場所的には佐世保ではなくて、博多、福岡で待つケースもあると思うんですが、その場合現在町の費用弁償でいきますと、県内が8,000 円、たしか県外が1万円で、東京の場合が1万2,000 円ですかね、そういうことで県外は1万円って基準があるので、1万円ぐらいを限度にして、僕はいいのかなっていうふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） 皆さんが1万円でいいということであれば、1万円にするのはやぶさかではありませんし、皆さんが多数であればですね、1万円でもいい

いのではないかというふうに自分の中では思っておりますけど、あのそれと一緒にですね、ほんとはあの役場の職員もあの出張の時にですね、議員さんも一緒にしょうけど、かなり 8,000 円で泊まられない場合もこの頃多々発生しておりますので、精算はしますけど、皆さんが 1 万円ぐらいでいいということであれば、1 万円に変えていってもいいのではないかというふうに自分の中では思っております。これは皆さんの意見に従いたいと思っておりますけど。

議長（宮崎良保）　しばらく休憩します。

— 休憩	午前	10 時	50 分	—
— 再開	午前	11 時	29 分	—

議長（宮崎良保）　再開します。

ただいま議題になっております、議案第 37 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）は、総務文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保）　異議ないと認めます。

したがって、議案第 37 号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8、議案第 38 号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之）　議案第 38 号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、新診療所の開設に伴い、診療所の位置の変更を行うもので、新旧対照表のとおり、第 2 条中、診療所の位置を小値賀町笛吹郷 1757 番地 8 から小値賀町笛吹郷 2428 番地 1 に改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 39 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 39 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 1 号)について 説明いたします

今回の補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金による、「いま!おぢかであつかうけん第 6 弾」発行事業のほか、低所得世帯支援給付金、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、小値賀空港トンネル改修工事が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、8,418 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 39 億 8,518 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正で、4 ページ第 2 表に示しますとおり、小値賀空港トンネル改修事業の追加と、農漁業用燃油高騰対策事業のほか、2 事業の起債限度額の増額変更でございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当から説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、説明書 7 ページ、歳入から説明いたします。

14 款 1 項 2 目・衛生費国庫負担金 562 万 2,000 円の増額は、新型コロナウイルス接種対策費国庫負担金で、1 項・国庫負担金の総額を 1 億 2,610 万 7,000 円としております。同じく、2 項 1 目・民生費国庫補助金を各節のとおり、426 万 2,000 円増額し、2 目・衛生費国庫補助金を 200 万 1,000 円増額、4 目・土木費国庫補助金を 252 万円増額、7 目・総務費国庫補助金 3,417 万 7,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、2 項・国庫補助金の総額を 1 億 8,643 万 3,000 円としております。

18 款 1 項 1 目・財政調整基金繰入金 2,520 万 7,000 円の増額は、財源調整で、1 項・基金繰入金の総額を 6 億 4,997 万円としております。

21 款 1 項 4 目・農林水産業債を 30 万円増額、6 目・土木債を 1,010 万円増額し、1 項・町債の総額を 4 億 6,660 万円としております。

8 ページ、歳出では、2 款 1 項 5 目・財産管理費 60 万円の増額は、小値賀町担い手公社事務所トイレ増設工事費で、15 目・新型感染症対策費は、「いま！おちかでつかうけん第 6 弾」発行事業のほか、低所得世帯支援給付金に関する経費で、4,387 万 9,000 円を増額し、1 項・総務管理費の総額を 7 億 1,586 万 9,000 円としております。

3 款 2 項 1 目・児童福祉総務費 301 万 1,000 円の増額は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する経費で、2 項・児童福祉費の総額を 1 億 4,446 万 3,000 円としております。同じく、3 項 1 目・生活保護総務費 250 万 6,000 円の増額は、生活保護基準額の見直し等に伴うシステム改修費で、3 項・生活保護費の総額を 7,377 万 7,000 円としております。

4 款 1 項 1 目・保健衛生総務費を各節のとおり、93 万 9,000 円増額し、2 目・予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する経費で、762 万 7,000 円増額、3 目・環境衛生費を 63 万円増額し、1 項・保健衛生費の総額を 2 億 9,062 万 2,000 円としております。同じく、2 項 1 目・塵芥処理費 329 万 1,000 円の増額は、ごみ焼却場低圧化工事が主なもので、2 項・清掃費の総額を 2 億 6,171 万円としております。

5 款 1 項 3 目・農業振興費は、財源組替え、同じく、3 項 2 目・水産業振興費 200 万円の増額は、老朽化した斑漁港の木製栈橋を更新するための、水産施設維持補修事業補助金で、3 項・水産業費の総額を 1 億 9,996 万 7,000 円としております。

7 款 2 項 2 目・道路維持費を 11 万 2,000 円増額、3 目・道路新設改良費は、小値賀空港トンネル改修工事のほか、町道防護柵更新工事費が主なもので、

1,461万円増額し、2項・道路橋梁費の総額を9,227万7,000円としております。同じく、3項1目・住宅管理費を30万円増額し、3項・住宅費の総額を1,073万9,000円としております。

9款1項2目・事務局費225万円の増額は、ハウスマスターを地域おこし協力隊で確保することができたため雇用に伴う関係経費で、1項・教育総務費の総額を6,985万2,000円としております。同じく、7項1目・社会教育総務費を40万円増額し、7項・社会教育費の総額を1億8,403万7,000円としております。同じく、8項2目・学校給食費を53万5,000円増額し、8項・保健体育費の総額を4,806万8,000円としております。

10款1項1目・農業用施設災害復旧費を149万9,000円増額し、1項・農林水産施設災害復旧費の総額を150万3,000円としております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第14款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第21款・町 債

第18款・繰入金

失礼しました。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第21款・町 債

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第2款・総務費

今田光弘議員

4番（今田光弘） 歳出の8ページの1番上に、小値賀町担い手公社の事務所トイレ増設工事費60万円が計上されています。この内容の説明をお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

現在、担い手公社事務所トイレがですね、男女共用で利用しているため、一部を改修して、女性用トイレに改修する予定でございます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） ちょっと僕認識不足だったんですが、小値賀町担い手公社の事務所というのは、町の所有物ということですか。

議長（宮崎良保） 総 務 課 長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、町の所有物でございます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 補助金として 1,800 万円、低所得世帯支援給付金というのが上がっております。これ前回確か 1 件 5 万円だったと思うんですが、今回 3 万円ということのようですが、これは低所得世帯ということで、お聞きしたいのは、小値賀の世帯数とそれに対してこれに該当する低所得世帯の世帯数をお願いいたします。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） お答えいたします。

ちょっと現在の全体の世帯数を把握できてないんですけども、今回の支給対象世帯数が、468 世帯を予定しております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第 3 款・民 生 費 立石光助議員

1 番（立石光助） 3 項 1 目の生活保護システム改修業務委託料とあります。250 万上がっておりますが、今年度 D X、行政の D X 予算上がった、事業として予算が上がったと思います。そちらとの関連をちょっとご説明いただければと思います。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

直接、D X には関係はございませんけども、生活保護の世帯者の報告等をですね、国や県に行わないといけません。そういった調査の、追加調査項目を今回システムで改修する分、それと生活保護の基準額というのがあるんですけども、これがあの社会情勢に応じまして、近年は物価高騰によりまして、その住宅扶助であったりとか生活扶助、そういった基準額が変更になってきておりますので、そういったものの変更を行うための、システム改修に要する費用となっております。

議長（宮崎良保） 立 石 議 員

1 番（立石光助） その計算方法の変更による、それに合わせるシステム改修ということなんですけれども、行政の仕事全体をよりその効率化するという目

的で、今年度のそのD X予定されてると思いますので、まあこのこういった細かい業務も併せて、D Xの方に取り上げて、全体的にどうやったらもっと効率的に業務をしていけるかということで、そのD Xの方を進めていっていただけたらと思います。以上です。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

元々こういったシステムを入れるということ自体がですね、元々手計算とかそういった基準単価表を見ながらやってたものを、担当者の方にですね、事務の負担が掛からないようにこういったシステムを入れてること自体がですね、もう早くにD Xに対応したシステム導入と考えておりますけども、今後こういったものがもっと統一化されてですね、もっと安価で使いやすい、事務に負担がかからないようなシステムが構築できるようであれば、そういったのも導入していきたいと考えております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に移ります。

第4款・衛生費

今田光弘議員

4番（今田光弘） 10 ページに工事請負費として、ごみ焼却場低圧化工事費というのが入っています。これあの私が想像するのは、今のごみ、使えてないごみ焼却場のうち、缶のあの何て言うんですかね、収集してプレスするところがあるんで、それを分離する工事なのかなというふうにちょっと思ってるんですが、ご説明ください。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

今の議員さんのおっしゃるとおり、今年の2月で焼却場が廃炉になりましたので、高圧を廃止するということで、しかしおっしゃるとおり、缶をプレス、また持ち込みごみを回収するスペース、また事務所はまだ使うということで、低圧工事に切り替える費用でございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） 今年度の予算の中で、ダンボールの圧縮とかペットボトルの圧縮とかする、で、梱包する機械という予算がたしか入っていたんですが、その機械で空き缶のプレスもできると思うんですが、その辺はいかがなんでしょう。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） 申し訳ありません。お答えします。

ちょっとそこまで私、理解しておりませんでした。申し訳ありません。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） あの僕がちょっと思いついたことなんですが、あの今高圧を低圧に分けてということなんですけど、あの焼却場自体が、その空き缶の処理、分別をして、それをプレスするという処理に使われていると思うんですが、その部分がそれでもかなり電気代もかかっていると思うんですけど、それがもしもっと簡易なプレス機械ですることができれば、全体的に電気代なんかも安くなるかなというふうにちょっと思ったんで、質問しましたが、あの状況わからないようでしたらご返答は結構です。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） あの、このさっきのですね、塵芥処理費の工事負担費が 200 万、そしてその下の 18 節の負担金、補助金のところに、電力会社低圧化工事負担金、これ私にはちょっとよくわからないんですけども、これ負担金と工事費と 2 つやっばいいるんですかね。その辺の説明を、もしよかったらお願いします。

議長（宮崎良保） 建 設 課 長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。低圧化に関する工事に関してはですね、小値賀町がする工事とですね、別途、今度は電力会社の九州電力が行うトランスの取替工事とか、配線の切替工事等の、が発生しますので、その分の負担金となっております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようでしたら次に行きます。

第 5 款・農林水産業費

ありませんか。 横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 2 款のですね 18 節、補助金ですね、水産施設維持補修事業補助金、これは具体的にどういった補修になるか、説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

この、水産施設維持補修事業補助金はですね、斑漁港にあります木製栈橋があるんですけども、これがもう老朽化で使えない状態となっておりますので、この補修にかかる原材料費を補助するものです。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 建 設 課 長

建設課長（村田祐一郎） すいません。先ほどの塵芥処理費の中で、今田議員さんからストックヤードに購入する今度の梱包機について、空き缶プレスも使えるんじゃないかということでしたけども、すいません、私の確認不足でした。缶プレスはできないそうです。で、またですね、電気料金に関しても、焼却場

のピークの時には月 40 万ほどかかってたんですけども、で、廃炉にした 3 月の電気料で約 17 万、で低圧化することで基本料金が 3 万 6,000 円、プラス使用料となるので、だいぶ低減できるのではないかと考えております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第 7 款・土 木 費

今田光弘議員

4 番（今田光弘） 11 ページ上のところで、町道前浜線の道路改良工事の土地購入費と補償金というのが計上されています。これについてのご説明をお願いいたします。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

この町道前浜線の現場というのがですね、浜津郷の前目地区の前浜公園付近にあります、個人で言いますと、伊藤長利さんと江川繁徳さんの間の路線となっております。で、あの大きなアコウがありまして、その根がもう路面にはみ出してて歩行者が転倒したりと、危ないということで地区からの要望がありまして、その該当箇所を、道路を一部拡幅する工事となっております、一部個人のブロック塀が 8 平米弱ほどありまして、その補償金として 18 万ですか計上と、あと土地の購入で約 10 平米 3 万円を計上させていただいております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） あのブロック塀はおそらくあの既存不適格というか、あの今の状況を見てるとちょっとあの危ない危険を感じるようなブロック塀なんですけど、その今おっしゃった 8 平米だけの補修ということで、その辺は問題ないんでしょうかね。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） このブロック塀ももう全然作った年代もわからないような状況でして、解体と作り替える費用ということで計上させていただいておりますけども、まあ経年劣化もありますので、その辺の低減率とかも考慮して 18 万を計上させていただいております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第 9 款・教 育 費

横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 9 款のですね、1 目・社会教育総務費の 18 節・斑住民センター倉庫、柳か、柳住民センター裏倉庫改修補助金、これはどういったものか説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答えいたします。

これは、柳住民センターの裏に木製の倉庫があります。そちらを改修するための補助金となっております。

議長（宮崎良保） 横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） この倉庫の使用目的はどのようなものか説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。

こちらの倉庫につきましては、柳地区住民の方が農作業とかいろいろ作業をされる際の道具とかを格納している倉庫ということで伺っております。

議長（宮崎良保） 横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 農業、農機具なんかを入れるということですけども、住民センターと何か関連があるんですかね。

議長（宮崎良保） 教 育 次 長

教育次長（牧尾 豊） お答えします。すいません、答弁が足りませんでした。説明が足りませんでした。

農機具のほかにも、柳地区の催事とか、いろんな催事、いろんな行事とか使う物品等も収納されております。で、柳地区のその住民活動というか、公民館活動の道具も収納されておりますので、そういった活動に使う倉庫となっております。

議長（宮崎良保） ほかに、ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に移ります。

第 10 款・災 害 復 旧 費

立石光助議員

1 番（立石光助） この災害復旧工事の具体的な内容を教えてください。

議長（宮崎良保） 建 設 課 長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

この災害復旧の箇所がですね、葬祭場から大浦側に下ったところにあるため池でして、昨年被災したわけですけども、張りブロックが 31.7 平米、土羽工で 36.5 平米、残土処理工で 0.2 立米というふうになっております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようです。

これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

すいません。

次に第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

地方債補正について、お願いをします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、令和5年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第39号、令和5年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、議案第39号、令和5年度小値賀町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休憩	午後	零	時	00	分	—
— 再開	午後	零	時	01	分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

お諮りします。

日程第 10、議案第 40 号から、日程第 23、議案第 53 号までの、小値賀町農業委員会委員任命の同意については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議ないと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 40 号から日程第 23、議案第 53 号までについては、一括議題とします。

議案第 40 号から議案第 53 号までの、小値賀町農業委員会委員任命の道についての提案の理由を求めます。説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 議案第 40 号から議案第 53 号までの、小値賀町農業委員会委員任命の同意について、一括して説明いたします。

農業委員会委員の選出方法は、平成 28 年 4 月 1 日に改正施行された、農業委員会等に関する法律において、公選制から市町村長による任命制に移行しており、同法第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て、市町村長が任命することとされております。

現委員の任期が、令和 5 年 7 月 19 日で満了することに伴い、同法第 9 条第 1 項の規定による、募集を行いましたところ、定数 14 人に対して、14 人から届出書が提出されております。内訳は、団体から推薦があった者が 13 名、応募した者が 1 名で、いずれの候補者も、職務を適切に行えるものと考えましたので、任命の同意を求めるものでございます。

なお、氏名等の読み上げにつきましては、省略させていただきます。

改選後の任期は、同法第 10 条第 1 項本文の規定により、令和 5 年 7 月 20 日から、令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 40 号から議案第 53 号までの、小値賀町農業委員会委員任命の同意について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思います。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号から議案第 53 号までの、小値賀町農業委員会委員任命の同意について、14 件を一括して採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号から議案第 53 号までの、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定をしました。

日程第 24、議案第 54 号、財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案の理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 54 号、財産の取得について説明いたします。

今回、取得する財産は、職員が業務に使用するパソコン 118 台を購入するものでございます。

現在、業務に使用しているパソコンの多くが、平成 29 年度から 30 年度にかけて購入したものでございますが、多数のパソコンで動作不良が起きている状態に加えまして、処理能力が追い付かないなどの不具合が発生しているため、昨年度より随時更新を行っております。

本事業は、長崎県市町村行政振興協議会による共同調達によりまして、NBC 情報システム株式会社と 2,845 万 3,810 円で購入契約を締結するものですが、予定価格が 700 万円を超えておりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。

なお、納入期限につきましては、令和 5 年 9 月 30 日までとなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

今田光弘議員

4 番(今田光弘) はい、今町長の方から、職員が業務で使う 118 台というお話があったんですが、ちょっとあの僕職員の数が、その 118 人もいるのかなっ

てちょっと思ったんで、すいませんあの 118 台の内訳といいますか、全部職員
といえばそれまでなんですけど、もう少し細かい内訳がわかりましたらご説明
ください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

ええとですね、職員だと 100 名、職員は庁舎内には八十数名なんですけど、
この中でですね、L G W A N 系とかインターネット系というのがございまして、
1 人 2 台使う部署もございます。そういうことで、一応全部で 118 台を予定し
ております。

議長（宮崎良保） 今田光弘議員

4 番（今田光弘） 基本的にはデスクトップですか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

基本的にはノートパソコンになっております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4 番（今田光弘） 単純に、2,845 万 3,810 円を 118 台で割ると、1 台当たり
24 万 1,133 円と、かなりハイスペックなノートパソコンのように思えるんです
が、どのレベルなんでしょうか。先ほど町長のお話の方で、処理スピードも落
ちてきている、もちろんある程度の処理スピードは必要だと思うんですが、そ
の辺ちょっとご説明ください。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

やっぱ動作不良をですね、見てみるとメモリーということを判断しまして、
前回購入の 때가 4 GB だったのを、ある程度の業務をこなせるように、16GB のメ
モリータイプを選定しております。その他ですねドライブに関して、ドライブ
ではなくて、記憶媒体に関しても、今までのハードディスクから S S D に変え
ておりまして、で、C P U は「Core i 5」をこう採用した機器を購入する予定
にしております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4 番（今田光弘） はい、わかりました。

導入されるのはわかるんですが、現在のパソコンの処理費用というのは含ま
れているんでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

現在のパソコンの処理費用は含まれておりません。

今年度で入替えをする予定にしておりますので、来年度予算化できればとい

う計画であります。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配布のとおり、定例 6 月会議以降の長崎県町村議会議長会が主催する研修会、その他研修会に、議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件については、変更が生じた場合は、その取り扱いは、議長に一任願います。

以上で、本定例会 6 月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和 5 年小値賀町議会定例 6 月会議を終了します。

お疲れ様でした。

— 午後 零 時 10 分 散会 —